令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）

令和７年５月14日付け栃労基発0514第４号「令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進について（要請）」をもって、関係者等への周知依頼がありました。

令和６年の建設業における労働災害発生状況を見ると、死亡者数が226人となっており、令和５年同期の212人と比べ6.6%程度増加となるものの、前年の次に少ない件数となる見込みである。しかしながら、全産業（724人）に占める建設業の割合は31.2%と、依然として業種別では最も高い割合になっているとしています。

栃木県内における令和６年の死亡労働災害を見ると、建設業では４人の尊い命が失われています。（令和６年　栃木県内における死亡労働災害発生状況（栃木労働局））

事故の型別では、墜落・転落災害３人、（重機への）はさまれ・巻き込まれ１人と、いわゆる在来型の災害で命を落とされています。

厚生労働省では、「労働安全衛生法に基づく対策の徹底、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（建設職人基本法）に基づく各種施策を実施すること等により、建設業における安全衛生対策を推進してきているが、労働災害のなお一層の減少に向けて、更なる労働災害防止対策が求められている。このため、今般、「令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項」を定めたので、傘下の関係者等への周知」をとしています。

これからの時期、熱中症対策の徹底も含めて、労働災害防止のために本件留意事項を踏まえた安全衛生対策の推進をお願い致します。

○　令和７年度における建設業の安全衛生対策の推進に係る留意事項

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-roudoukyoku/content/contents/002210865.pdf